

『東寺執行日記』 寛正六年・同七年分 栄増筆

二冊

紙本墨書

袋綴

室町時代

京都国立博物館蔵

現在、東寺(教王護国寺)の歴代執行が書き継いだ『東寺執行日記』は、中世分だけで、元徳二年(一一三三〇)から天正元年(一五七三)までの十数点が断続的に確認されている。いずれも写本として残るもので、なかには室町時代の書写にかかる古いものもあるが、自筆本はこれまで一点も確認されていない。ちなみに、これら『東寺執行日記』の執筆者たる歴代の執行の名をあげれば、忠救、定伊、栄暁、栄増、栄潔となる。

今回、ここに紹介するのはこれまでその写本すら確認されていなかった、室町時代の栄増なる執行の寛正六年(一四六五)、同七年(文正元年)の自筆本『東寺執行日記』である。栄増の日記(写本)としては、従来、永享三年(一四三二)から同十二年、嘉吉元年(一四四一)から同三年、文安元年(一四四四)から同五年、宝徳元年(一四四九)から享徳元年(一四五二)、寛正元年(一四六〇)、同四年、応仁元年(一四六七)、同二年、文明元年(一四六九)から同十八年、長享元年(一四八七)、同二年、延徳元年(一四八九)、明応二年分(一四九三)などが確認されていた。しかし、寛正六年、同七年の二年分

については、従前まったくその存在を知られていなかったものである。

この二冊の日記は、昭和五十八年(一九八三)九月、阿刀弘文氏より京都国立博物館に寄贈された、いわゆる『阿刀家伝世史料』のな



寛正六年三、四月条

かに含まれる。よく知られているように、阿刀家とは空海の母方の家で、東寺の執行職はその家祖永真に始まると伝える。そして、歴代が東寺の執行職を世襲した同家伝世史料のなかには、東寺に関する実にさまざまな史料が含まれている。

日記だけ取り上げても、寛正六、七年の『東寺執行日記』のほか、永享四年（一四三二）から天正十三年（一五八五）に至る記事を抄出した一冊、弘治二年（一五五五）から永禄五年（一五六二）までを収めた一冊など、未紹介のものがいくつも含まれており、きわめて高い史料価値を有する史料群とすることができる。

今回、紹介する栄増自筆の二冊の『東寺執行日記』の法量・形状等は次の通りである。

寛正六年 縦二六・二 cm 横一八・七 cm 全一九紙
 寛正七年 縦二四・六 cm 横一六・〇 cm 全一五紙

原表紙にはともに「造東寺所修理別當阿刀之印」「東寺執行之印」の二顆の朱方印が、また寛正六年分には「阿刀藏書」の、寛正七年分には「阿刀」の朱円印がそれぞれ捺されている。さらに原表紙の上には、近代に入って表裏にそれぞれ付けられた厚紙が存し、そこには阿刀弘文氏の筆跡で次のように記されている。

（寛正六年）
 「七号」

丙調「済」 中形一九枚 全一 参考項目多シ

寛正六年

東寺執行日記

執行栄増

（寛正七年）

「八号」

丙調「済」 中形一五枚 全一 参考項目多シ
 寛正七年

東寺執行日記

執行栄増

記号化されており意味がわかりにくい部分もあるが、少なくとも十九枚と十五枚という紙数に関しては現状と変わりなく、かなり古い時期よりこの紙数で伝来していたことがうかがえる。ちなみに寛正六年分・同七年分ともに、内容からみてかなり料紙が欠落しており、現存部分を日付順に示すと次のようになる。

（寛正六年）

（寛正六年）

正月	1 11日	正月	1 15日
2月	(欠損)	2月	(欠損)
3月	3 19日、21 23日	閏2月	(欠損)
4月	13 29日	3月	(欠損)
5月	1 4日、14 25日	4月	15 20日
6月	18 29日	5月	4 11日、14 20日
7月	1 14日、17 28日	6月	(欠損)
8月	(欠損)	7月	30日
9月	(欠損)	8月	1 2日、4 6日、11日
10月	17 30日	9月	1 18日、30日
11月	1 29日	10月	1 15日
12月	1 30日	11月	(欠損)
		12月	大晦日(?)

栄増は毎日、日記をつけていたわけではなく、記事のない日も少なくない。そのため記載がないからといって、そこが欠落した部分とは即断できず、たとえば寛正六年分では三月・七月、同七年分では八月の後半部などは当初より記事がなかった可能性も十分にある。

最後に本日記において、注目すべきいくつかの記事について触れておく。まず、初めにあげられるのは、寛正六年三月二十三日条の比叡山延暦寺による浄土真宗の大谷坊舎の破却に関する記事である。この記載部分については、すでに何度か展示する機会があり、その意味ですでに紹介済みのものであるが、事件の経過をリアルに伝える史料として、きわめて高い価値を有するものといえる。ただ、今回は内容から判断して、この記事の日付を寛正六年三月二十三日と判定したが、前後の料紙を欠くため、正確な月日の確定には、より緻密な検証が必要と思われる。

寛正六年分では、このほか十一月の土一揆に関する一連の記事が貴重であろう。この時の土一揆に関しては、これまで『後法興院政家記』『大乘院寺社雑事記』に見える関係記事によって概要が知られていたに過ぎず、本日記の詳細な記述によって、初めてその具体的様相があきらかになった。

今一冊の寛正七年分の日記には、政治的な動きを記した記述は少なく、わずかに八月下旬に起きた斯波義敏の越前国等への守護職補任に関わる記事があげられるくらいである。しかし、その代わり寺内検断や地子の取立て、さらには堀の掘削やその堀に架ける橋に関する記載など、東寺の寺内生活に関する記事がきわめて豊富であり、今後、この方面における本日記の活用が期待される。

(下坂 守)

〔凡例〕

- 一、原則として、改行は原文のままとした。
- 一、料紙の順序は「1オ」(第1頁表)、2ウ」(第2頁裏)のように表示した。
- 一、旧字・異体字については、原則として現今通用の文字に改めた。
- 一、欠損している文字は、□□等で示した。
- 一、句点を適宜、施した。
- 一、文字の誤脱等については「」、それ以外は()で囲んで示した。推定および疑問の残るものについては、「カ」を付した。

『東寺執行日記』寛正六年

(表紙)

「法眼絹長

身四 一丈二尺 袖四 一丈二尺 僧綱身前出之、
大額 二尺 裳十 二丈七尺 已上五丈三尺

権大僧都栄増五十八

寛正六年乙酉九

第十二九

同六年□務 三宝院

(表才)

三月九日へ左近五郎アサ

十一日、へ祐覚 へ三郎二郎 へ納所 へ善阿ミ 彦四郎大カキ

浄円 へ左近五郎 へ三郎二郎 へ孫五郎 へ兵衛三郎大官カキ

十七日、善阿クサ 彦三郎 三郎次郎

廿五日、へ祐覚 へ六郎二郎 へ納所 彦四郎大官カキ

四月、へ三郎二郎カラハシ 彦四郎廿六 兵衛三郎廿九 島

四月分野里名夫未進 廿二 廿三 廿四 廿五日七、折紙下之、三度も、

廿六、左衛門太郎廿九入 七廿四 覚道衛門二郎 七廿五 十二月十五小太郎

廿八、左衛門五郎同 廿九、三郎二郎 廿四日、覚道 廿二、彦太郎入之、四月廿五、廿七日入之

(表ウ)

寛正六年乙酉 寺務 三宝院殿 代大納言阿 観心院賢誉 宗永

目代 御門跡青侍 伊賀上座良存 代賀賀法橋

棚守 千夜叉丸 代北面ノ敬定法橋年也

年預 法印堯忠 光明院

正月大

朔日、早朝、御影堂参之、十疋持参之聖一騰妙英上人、代英俊

扇一本給之、珍重、其後入堂、

神供二前給之、同日又一前給之十五疋、年内二

御生身供一前給之、年内二十疋、北面方へ送之、預二送之

同夜、惣礼如常、此坊へノ案内三度、職掌申之、付衣

万石一升出之米、鑪、鐘突一朧二渡之福善法師、光明院力者也

同頭人乘金法印子龜夜叉九 饗料七升出之、

同夜、此坊公人等、

中綱十人 定金 定忍 淨忍 乘琳 乘金 定金子

淨忍子 敬円子 乘琳子 乘金子 定忍子 乙夜叉 各卷絹一疋

持参之、

職掌三人 与左右次郎 孫太郎 右衛門次郎 千鶴 各白米裹之、持参之、

(欠落アリ)

廿貫八百 文渡之、仍且先支配、

(三月カ)

同日、用水ノ事(寺)家へ御下知者、此田地、屋敷ニナサテ不可

叶欵、然者年貢無失墜之様ニ、為寺家可致沙汰之由

重而御下知云、此儀宝説也、

三日、神供給之、同日節供料三百文守出之、

四日、花庁之花御覽、午剋計也、同日、若王子御覽也、者右京大夫殿御用意也、御車外五人、車又見物、者島山殿御用意、

女中様同御出之由申候、

六日、小原野花御覽兵衛佐殿 御台方者、山名殿御用意也、御輿

同日、三宝院殿へ事、宝二談合之、

八日、熊野ヨリ五日下午、仍今日来臨、

十日、嵯峨ノ中院へ二連振舞之、

十一日、一昨日、就淨忍法師還補、観智院内々尋分、彼者二

尋之处、此事ハ供僧中へ尋、可有御糺明之之由被仰出候

間、寺務ノ可為御成敗之由、返答之、

(一才)

(一才)

(二才)

同日、後七日法不行之時ノ長者、可注進之由、承候間、注進之、善通寺茶子代、隨心院殿年々無御沙汰之由、淨忍法師申之、其分別当方へも可申之由、返答之、

淨忍法師之還補々任事、于今不給候間、淨忍申付候處、此□者 寺務様へ申入候處ニ、惣寺へ被

○相尋、可有御糺明之由、被仰出候間、可依御成敗之由、返答仕候、以面女申談候、補任不給、可懃其役事、不可然坎、所詮○、御影供以前落居候様ニ、可有御披露候哉、恐々謹言、

三月十一日 栄増

觀智院法印御房 立紙にて申之、

同日、後七日法事、享德四年ヨリ寛正四年マテ分、九ヶ年内

有無分注之、寛正五・六年分ハ、為当御代之間、先不注之、

十一日。年預・寺務參時、用水御下知之由、聞及之、

十四、雜掌駿川、淨忍法師同道シテ付召寺務參候、聞之、

十五日、三寶院殿ノ新門主、御影不動御參之、初度後日ニ千疋

同、就淨忍之事、雜掌淨忍被召、可參明日之由、觀智院ニ

御下知云々、

注進

中綱当參之内、依寺家追放還補人数事

別当聖徳法印

中綱職定忍法師還補 文安四年六月三日

別当聖清法印

講堂預定忍法師還補 文安四年六月三日

別当堯忠僧都

中綱職乘琳法師還補 宝徳三年三月廿日

三月十五日 栄増

淨忍法師、就寺家追放、先例尋承候間、一紙

進上仕候、罪科之委細者、供僧中之沙汰候、御影供

以前落居候之様、可預御披露候、恐々謹言、

三月十五日 栄増

觀智院法印御房

十六日、寺務ノ御尋者使^{駿川}、定忍之例ノ事ハ、其時講堂預

別人ニ補任之後也、還補尤候、乘琳之例ノ事ハ、

中綱職計也、淨忍之事ハ、一日・二日ナリトモ、人ニ補任之時ハ、

可及還補、子息淨幸之為代官上者、不有別人也、

然者、不可及還補也ト、以駿川御尋也、其間淨忍

法師被□也、仍觀智院被談合返答、為供僧中

其身ヲ追放ノ者ノ巡例ニ任、申入候也、一日片時ナリトモ、

淨忍分ハ、于今他人不補之由○申之、此分ハ不及覺語也、

答申候、其□□以駿川被仰出之趣者、他人ニ不補上

者、還補之事、不可然仰也、仍畏入候之由、領狀申候、

十七日、淨忍還補々任狀四通、觀智院へ返之、聽々

押置得分可渡之由、致下知了、同日、以駿川御返事

申候、同日、付用水事、年預寺務へ參之、

十八日、寺務ニ參、淨忍不致還補之由、如御成敗、畏承候之由、申入之、

并用水○申入處、御返事ハ、昨日年預申云、来廿七日、仁和寺ヨリ

皆掃寺仕候、其後可致披露之由申入也云々、又虫氣ノ人数ハ

タレノト、年預ニ被注之由仰也、灌頂院堂内等^掃除事、

髓年預ニト、ケヨト承候間、去月中旬二月比ヨリ義絶、執行ヲ

惣寺ヨリ義施仕候間、其憚候之由申入處、只行向、髓ト、ケ

ヨト仰也、年預行向、御 定之由申候也、又善通寺菓子

代事、六年・当年マテ、自隨心院殿御無沙汰之由、申入之、

毎年善通寺菓子代五十疋分以下三貫文之内、先当年分ノ

五十疋ハ寺務御下行、此外ノ五年分ハ、可有御催促之由云々ト、

預淨忍法師申候也、

十九日、西門前ニテキ□子、八条ノ次郎四郎之馬ニ乗テ、繩ヲ引

(2)ㄥ

(3)ㄥ

(3)ㄥ

(4)ㄥ

(4)ㄥ

(5)ㄥ

ナントスル也、曲事ト人々申之、

(欠落アリ)

廿一日、御影供、寺務供養法行之^(胎)、片壇仏音院仁然法印、

導師正覚院□永僧都、^(厚)案文観音院少将阿、

如去年、西院之内西ノ僧坊ヨリ御出仕、御影供ノ案内者、於

東ノ妻戸ノ前ニテ^(准)頂院預浄忍申之、先例也、自去

年始テ列立定テ後、於西ノ僧坊庭、又職掌御影供

案内申云々、観智院ノ下知申之也、^(公)威儀僧大納言○、後戸ノ内

小阿闍梨之座ノ後ニ、無足ノ床一却立之、公遍律師着座法印公禪弟子、

廿三日、自供僧方、以乘観法師尋云、寺務ノ御尋候、於寺内、御影供ノ

案内ハ中綱・職掌之内、何申候哉、次御拝堂之時、同御尋ト

被申間、御影供方ハ、預浄忍法師ニ尋候処ニ、^(催)預促候間、於御

妻戸ノ間ニ、如例、当年モ申之、其後御出之時分、又如去年、

於庭上職掌申之、同御下知申候、次寺務御拝堂之時ハ、

於御宿坊ニ、職掌三五日案内申候由、定金法師申候間、同

兩人ヲ、供僧方ノ年預光明院へ遣之間、心得返答之、

廿三日比、東山大谷家、自山門発向、其子細者、阿弥陀仏ヲ川ニナカシ、

繪木ノ仏火入ナントシテ、江州ニ金森ノ庄ニ沙汰之ス、仍山門ヨリ

発向之ス、此本所ハ大谷也、悉犬神人取之、金森ハ建仁寺ノ内

妙喜庵領也、山門へ知行之、曲事也、

当年^(聖)仏性米渡之、自正月一日、至四月八日、毎日一斗三升宛^(小)引之

ハ^(三)十石○、去年、十二月四日ハ四斗三升当年正月十四日ハ一石同二月八日

未進八斗八升可渡之也、十二石七斗四升之内、一斗三升小一月分引之方ト

(欠落アリ)

取之候由申上之、奏者梅津法眼 連倉進之、

(四月) 十三日、稻荷赤飯座方へ出足事、百文為木具代申候て、

寺内ノ宮野方^(公文所)出之、百文鍛冶大工方出之、

二百文南小路散所ノヲトナ方ヨリ出之、四百廿三文積

(5ウ)

錢方ヨリ出之、以上八百廿三文分有之由、修理大工宗正答之、

同、実相寺・正覚院寺務參之也、以上廿一人參之也、

同十三日、赤飯座へ唐橋左衛門三郎入道、宗什衆ニ

入之、此者、親モ為人数支証例申之、其上違

ノ願候由申之、此外モ唐橋道金、并明善等

人数之由、惣大工国政・修理大工宗正等申之

間、観智院ニ致談合、宗什座衆ニ入之、珍重、

十四日、稻荷祭礼、積錢遅々ノ間、備御供テ供セスシテ、

公方ノ御雑色方へ、師子方へ、興テ方へ、両三方へ寺家

ノ御雑掌、此由先□案内之間、皆心得申分、返答也、

酉刻ノ末ニ、五百疋自社家出之間、奉供之間、夜

入テ寺家ヲ御出也、

十五日、安居講開白、御道具当堂預渡定金之、開白分之内三百文

棚守出之、内百五十文執行取之、残百五十文職事分ニ取之、

十五日、実相寺へ懇望之事ニ付ノ返事催促ノ間、無人数々、

十六日、寺務參之、実相寺ノ度々同^(遍)之由申上之、御心得承候云々、

奏者相模法橋、十七日夜、重而評定有之、用水同^(遍)、

廿一日、夕、就懇望、実相寺ノ返事尋之処ニ、衆儀一同ノ事ニ

候間、是非難申云々、此分寺務様へ可申候之處ニ、

醍醐寺ニ御座ノ間、于今無其儀云々、当座ノ

返答云、御意之至、悦喜申候、何様詫言可申候哉、

同日、御門跡ノ御出京ヲ、千代若方へ尋処、此廿六七日

申ト返事、

廿四日、孫太郎宮仕給蘭田、就頭人廻作、六十歩仕ヲ、

先年右衛門次郎之頭ノ年、蘭減直間、彼廻作

ノ分、衛門次郎不請取ノ間、其分ニテ今ニ作ト申モ、

ハヤコエヲコシラエテ候ニ、衛門次郎可作之由、此十六日ニ

申候事、曲事申也、仍両座へ相尋之、任先例

(8オ)

(7ウ)

理運等、其時可致下知也云々、

廿五日、自寺務為用水、実相寺へ御奉書有之、

廿六日、実相寺・観智院、為御門跡之無為候ニ可有落

居之由、毎度御口入、仍其御返事兩人參之云々、（8才）

廿七日、寺務へ參、惣寺之義、尋申候處、執行任我意緩急

之旨、以狀申之候、曲事也、有無輕重其時事也、（被仰）

奏者相模法橋、昨日兩人申入也、実相寺申状也、

廿八日、讚州ノ高木事、西山坊主物語之、同日、光門（2才）

同日、為舍利講番張、定金雖召之、不參也、今度起請ノ人数

故欵、同日、孫太郎・与右衛門次郎（未頭）、宮仕田六十歩ヲ廻作ニ、頭人

致沙汰大法也、然而孫太郎申分ハ、先度衛門頭之時、不請取間、致今

作之上者、今更不可渡之云々、大法者、当頭人可作廻事也、（9才）

廿九日、孫太郎申、六十歩頭田事ハ、任何可為廻作之由、下知也、

同日、寺務へ正覚院・増長院兩人參云々、

同、寺内住人十二人ハ、御所之前地ヲ惣寺へ所望云々、仍彼ノ

惣寺ヨリ注文ヲ給テ、彼住人ニ各所望欵、又惣寺

ヨリ勸欵、慥為兩座尋可申注進之、別当・執行トシテ

可致下知云々、仍申付之（定金一方へモ可申由、申付之、領状、与左右次郎、但不參之）、

五月 朔日神供給之、

二、寺内住人等、北寄ノ地ノ趣注之間、返之テ案文被出之（兩座中へ下知之）、

二、舍利講方、張文出之、

三、大藏卿有状、同光方へ遣状、

四、夕方寺務へ參、用水催促申入、并寺内住人等

注進相違之事申入、彼等事ハ堅可有御尋、水事（口）

觀心院殿（も）、御尋之間、委細、テ、下知ハ安ク思食トモ、左様ニアリテハ、後日又塞事有（9才）

寺中事、物語申入也、ハ此為ト御門跡ノ申、為執行云、旁々不可然思食也、

可有御了簡之間ハ、可致堪忍之由ト承也、梅津法眼、

（五月）

同、相模口入事、惣寺無領状分、返答之至、曲事候上、

惣寺以內儀我々ニ此間就申、致口入候處、御領状

喜悅候、此事結句、口入事、惣寺我々方へ違（違）

候也、返々曲事ト物語也、

同十四日、御所之前蘭田菊阿ミ作、為農料分可渡之由、申付間、

悦喜也、同夕方菊阿ミ申分ハ、蘭分為農料之由承候へ共、

旁々斟酌申也、曲事也、同日、御所之前南端麦分者、

寺前之兵衛九郎作分也、仍年貢未進九斗五升五合分ニ

請文出之間、麦渡之、同蘭者兵衛九郎申候分ハ、農

料ヲ入テ候間、可給之由申間、為農料〇渡之間、悦喜仕候也

（十五日）、先御所之前南寄ニ有四反之（一反ハ蘭田也、一反ハ兵衛九郎、一反菊阿、一反ハ彦四郎田分、蘭田也）、

十八、光返事、

十九、光状、同、光明之事ヲ、一向此人之儀ト、一昨日聞之ト、永尊語之、

廿一、稻常方行向、以內儀、屋形可申入之由、申談處、不可有子細之由

返答也、

廿二、乾町一反小分（口）之、

廿五、嵯峨へ行、同、院家へ状進之、

（欠落アリ）

（六月）

上書ニ永尊上人御坊

先度進候同額於先可給候、治定之時

可進候、

御座候正伝庵之事、去年承候シハ、加庵之敷地於

式千正ニ御かい候ハんと承候しに、先度以讚岐

承候通、更々不心得候之間、御意分懸ニ以御状可

承候、不定之事於人之耳ニ入候てハ、自他無用之

事に候間、御心中於返事ニ懇可承候、依其

（六月）

（10才）

（10才）

可致了簡候、恐々謹言、

六月十八日

栄増

即此返事、有別之、

(11才)

十九々、稲常方へ細川殿ノ御使、重而三院殿へ被立候て

可給候由申之、十住心院へ御伴申間、内方へ二委細

申之、

廿々、八条ノ六郎次郎申、乾町大田、河原ニ成候上者、カリワ

ケニ可申候云々、仍大法ニ可任之由、返答之、

廿一々、農料可給候欵、又カリワケ欵之内、一途ト女房

来申候間、同夜、彼六郎次郎ヲ召之処ニ、彼田食

物已下無了簡之間、此田ヲ可進候、来年ニハ又可請

申ト申之、同廿二々、大田請取之也、

廿三々、大田ノ草十人シテ取之、同日、御門跡ノ奏。兩人方へ

為惣寺各百疋、夜一献雖被遣之、不請取、風聞也

廿六々、夜子剋、西僧坊光物有之候由、光明院力者祐若法師見之由、語之、

廿八々、稲常方安威方遣状、用水事、

同々、夜、鎮守内ノツリ殿光之由、官仕左衛門三郎申云々、

廿九々、松田ノ三郎左衛門方被申候分ハ、用水之事、奉切請之、

式部方へ自 御門跡 公方様ノ御耳ニ可入之由、

以相模法橋被仰申云々、

七月

朔日、神供給之、

二々、久世評定初、奉行正覚院厚永僧都、

四々、松田方へ懇申承候、仍内々栄増之支証案文見之、

同々、金剛王院へ五色二籠進之數四十五、中院へ二条殿

御成之間、進之也、明日五日、

七々、神供給之、節供料四百文、棚守不出之間、祝無之、

同、中院へ遣状、御門跡への苳事尋也、二籠可進也、

(12才)

(11才)

八々、松田方事、被尋間、子細宝方へ申之、

十々、苳二籠進上、又梅津法眼・相模法橋、各一籠數廿宛、

十四々、安居講結願如例、桶二大、杓大、取之此外、口方

同日、ホン供代、反別廿五文宛、百姓出之、

十七々、門跡ノ相州宿所へ出向、相尋處、奉行之清方へ

御下知申候也、事子細聞之、

廿々、若公御誕生 御誕生、

廿四々、石山寺へ參詣、自去月廿六日開張有之、三百余歳無開張之

云々、今度者、御堂破壊之間、為勸進云々、

廿五々、寺内ヨリ子サセアイノ就事、所用代方境内之

惣寺ノ 惣寺ヨリハ、山吹三三郎次郎・兵衛三郎、八条南二町分ニ

返答別当与可致談合云々、

右衛門五郎・四郎三郎、兵衛三郎、都合七人、所用代被申

分ハ、子サセアイノ事不可然、三条殿ノ依御申間、堅

就申也、若子サセアイ売事アラハ、其町人マテ必

可有罪科トテ、皆請分ニ加判云々、兩座定金・

与左右次郎返答申候、此時、寺内左衛門三郎之屋敷ノ

竹子、兩度切之、注進候、仍觀智院留主之間、其竹

不可散之由、大納言阿与同付申候也、

廿八々、子サセアイノ事、所用代方申分ハ、已前ノ事は過了、

已後之事ハ、堅百姓ニ可有御下知候由、返答仕候、此分寺内

ノ百姓ニモ堅可有御下知之由、以乘延法師、衆儀如此也、

(欠落アリ)

(十月)

十六日、慈尊院 寺務御拝堂足到来、五十二貫卅六文折紙也、

未剋計 所守無之、三役三綱三人淨聡宮野、聡快駿川、弘慶越前、

御前之末三綱四人出雲、三河、石見、土佐、

各加祿有之、

(13才)

(13才)

(12才)

御前中綱四人定金、定忍、淨任、乘琳、

御前職掌三人与左右次郎、孫太郎、鐘突二人福善、

寺中ノ作り路ノ払除ハ、水田ノ役也、瓦屋ノ路ハ、供僧方雖被申免角、以境内人夫作之、

咒願師宗泉法印別當、導師俊忠律師增長院、

唱札中綱一臈之役、堂達食堂預役也、定金而役勲之、

本供之役者、御前之一臈役、仍出雲勲之三綱也、

廿一、敬觀法師捍促促、五百文、別當方へ渡之、請取ヲ敬觀方へ遣之、

廿二日、門跡へ参候處ニ、御八講御聞之間、罷返、

廿三、門跡へ参、当寺務慈尊院御拜堂、目出度候之由、

御札申入候處、彼間事、此間御取乱子細□無御尋候云々、梅津申付也、

廿四、夜叉神取納、明日廿五日、初日之由申候間、得分之内、留足

折紙遣之、

棚守任料一貫五百文、四百文 七月七日分、

二百文放生会之残分、三百分 九日分、

已上九百文

又目代得分之内にて、一貫三百卅二分、為補任料留之由

可被仰候、都合三貫七百卅二分、堅御留候て、可被進之由被

仰候哉、恐々謹言、十月廿四日 定増判

沙汰人御中此分不渡之、後出之、

廿六日、梅津宰相法眼方へ極一、カキ廿五、ノシ五十本遣、在返事、悦喜也、

廿七、アサリ阿闍梨堯忠法印・聖ノ妙俊ニ授准頂之、

卅、以目代増祐寺主、觀智院被申候趣者、先度申候勾当補任

料事者、両座申候分者、参堂之分□卜申也、然者、申

懸タル事ニテ候へ共、既聖清法印之時、補任候上者、為

我々之師匠候間、不及免角候間、領狀申候云々、

(15才)

(14才)

(14才)

当月ノ自初三古ノ松、東ノ枝カレタリ、

十一月

朔日、神供有之、神案如例、饗執行方分一前サイイハ、瓶子マツ一、

又鉢サイイニ一、有之、

八、参門跡へ、寺家へ一臈御尋之間、金勝院卜申之、

十、土一條入寺家内、十一日夜、罷出之、同十二日、山名入道殿息子息

彈正殿、土一條撥ノ私衆也、依之、十一日夜寺中ヲ土

一撥罷出候由、自寺家、以雜掌、彼方へ被送申之、

同十二日、午尅計ニ、五六十人ニテ、山吹在家へ乱入テ、

十四五間打破、悉惣取之、一撥衆取所ノ馬一疋、其

朝、彈正殿御内ノ山本ノ次郎左衛門渡之、

十九、参門跡へ、其時、此十七日、年預土一撥ノ注進有之、

梅津法眼物語也、用水事、十七日二年預ニ堅被

仰云々、一すち加也め存、寺家不申候事、曲事仰也、

廿日、此時御影堂三古松カル、ヨシ、御門跡へ申入候、

廿二、又土一撥寺中乱入、早朝百人計卜申也、

於年預、飯酒有之、至同廿四日マテ、

廿四日、夕方、御影堂へ乱入シテ、可被打破申間、宿老託

事有之、仍若衆出合候而、封出之、其後、夜五時ノ

後、所用代寺中ニ入、早朝ニ鳥羽ニテ召人取之、ヒロセノ

者也、

廿九、此坊ノ合力、氏部卿阿取之、廿一貫文、

行吉名、四日左近、八、小法師、十二日与五郎、

十二月

朔日、神供給之、

六日、参門跡へ、雖然、御指合之間、罷返、

八、参御門跡へ、用水事申入處ニ、実ニ更無御等閑候、雖然□

衆申事候間、雖可開候、先無其儀候、猶此分候者、可有

(16才)

(16才)

(15才)

御了簡子細候、其間可致堪忍云々、迷惑之至(卷)者
相州法橋也、

九々、右衛門助町兩人分、少納之(兵庫)道祐、

十二々、行幸有之、武家御奔走、承及、

十三日、料田年貢二貫五百文到来、

十四々、申剋計ニ、惣大工家ヲ、所用代方就土一揆事、檢符之、其実ナキ事也、(17才)

十五日、七条兵庫方へ一石八升十三合、請取出之(三貫文)代米、

十六々、遍照心院(西八条之寺)方丈悉炎上(如法仏、阿弥陀仏)座奉出之(年剋)、

自火護摩堂出火也、

十七々、ス、ハキ、

十九日、米打、惣大工家檢符、所用代開之(方)燒方開之、(可)

廿々、寺家ノ明年ノ奉行定之、但(年)預定(法)印(障)、(後)厚(永)僧(都)又(故)障(眞)、(後)有(評)議(公)禪(法)、(眞)之(間)、(同)又(各)得(分)三(分)之(一)分、(任)法(可)出(寺)家(云)々、

同夜、相国寺ノ勝定院炎亡、

廿五々、有評定、年預十八口之奉行豪覚法印治定、(17才)

廿六々、參御門跡へ、以相模寺主、申入御歳末也、

廿七々、西院方分ノ油伐木一貫五百六十文取之(一合十三文)宛、(八升五合)定、

八反半分、毎年納所方ヨリ沙汰之、水田方名主

役也、

廿六日、官庁行幸、御即位、其夜節会有之由承及、(後土御門天皇)

廿七日、自官庁出御、

卅日、御所前、先加地子分二貫百廿四文、又五反田地子

二百八十文、同又百五十文、

ノ二貫五百五十六文之内 二百四十文(八月廿一日) 仏事分

引之残、二貫三百十六文、自納所方(重地)

之内、毎年二貫文、阿弥陀三味方布施出之、

又自当年、御所之前北寄三反半之

名主分之残八百八十余分、納所方ヨリ

可取之也、

(18才)

『東寺執行日記』寛正七年

(表紙)

当年稻荷御出、可為三月廿三日卯日處ニ、

〔拾五〕

上之御旅所之御輿屋一間□去年之

八月十五日大風ニ破之間、為此訴訟

權大僧都栄増五十九(花押)

延引、仍五条以南棟別御寄進

本二月者大

治定候間、三月卅日御出也、同月

閏二月者小

廿九日、東寺マテ御出、御供料ヲ社家

不出之間、不備御供間、次日五月一日ニ、

改文正元年 初二月廿八日

寛正七月 丙戌

同七年 寺務慈尊院定昭僧正

閏二月廿日 南田南田 納所二人 善阿善阿 彦三郎彦三郎 大宮カキ

同廿二南カキ 祐覚二人 兵衛三郎 彦九郎 彦四郎大宮カキ

同廿七南カキ 杉原 彦四郎 南庭

三月六日 善阿善阿 兵衛三郎 南カキ

同七日 又善阿又善阿 三郎次郎カラハシ三杜カキ

七月廿九門除 一人私除方 一人弥次郎東 三郎次郎サカカ

正月小 二月大 閏二月小 三〇〇 棚守中綱敬観法師代官

四月小 五月大 六月小 七月大

八月大 九月小 十月大 十一月小 北面ノ預敬定法師

十二月大 二月廿八日 改文正元 寺務 慈尊院大僧正定昭昭四月九日、入滅、昭六十六

正月小 別当 観智院法印宗泉、目代 增祐上

〔追筆〕 自四月十一日 寺務 随心院殿巖宝大僧正 别当法印宗寿

朔日、 年預宝生院法印泉覚 又目代浄聡法眼

早朝、参御影堂、十疋持参之、五明一本給之、

(表ウ)

(表才)

其後入堂、珍重、

神供二前給之、又備進御供一前給之代十五疋 下行之

御生身供一前給之代十疋、北面方へ 宮仕方へ、 下行之

同夜、惣礼、栄増出仕、付衣、鐘突一臈福善法印、

万石米一升出之 箱蓋入渡之、於金堂行之、

惣導師之役也、其後如例兩座於召具入堂、

如例於西院ノ影前ノ西間ニ、有饗膳等、三献

之頭中綱中巡役也、

次兩座等悉来臨、定金不参、定任 淨忍 乘琳

○定仙 淨光 敬観 敬真 定観

残二人名可尋、

職掌三人 与左右次郎 孫太郎 右衛門次郎

鐘突二人 福善 得万

二日、神供二前給之、鍛冶大工二人、三献・四膳給之、

修理大工二人一人三献・二前給之、宗理七条 油小路

畳差二人南門次郎 檜皮、以下者、一献也、

修理大工宗理、任支証、嘉吉一年至請文安堵之、其後

南大門ノ乾ノ柱取替之時、此支証等ヲ、次郎四郎方へ渡之、聞及之、

三日、神供二前給之、御影堂修正、牛玉一紙、

壇供一枚同給之、毎年之儀也、

四日、惣大工国政唐橋参、三献・三前給之大工 長

惣大工者国次近年安堵 応永末欵、其後兄弟国吉、此子国政也、

五日、供僧評定始有之、

七、神供二前給之、節供料、棚守三百文出之、

七条百姓、反別五把出之、

奉公之松田三郎左衛門尉殿来臨、祝着、

八、法地院殿様御官位事、宗泉法印へ尋之處、尋申候て

(2ウ)

(2才)

(1ウ)

(1才)

□可有返事云々、又石山ノ座主年藤ヲ、仏乘院

方へ尋之間、此十五日ニ真光院へ参、可尋申候云々、

同日、松田三郎左衛門内方来臨之、

同日、唐橋惣大工国政来、御大工職事、七条ノ四郎方へ

為 公方被付仰之由、自惣寺、依乘延〇、来十四日ノ

御事始、不可申出仕之由下知云々、

同日、後七日法無之、

十々、夜叉神修正、早朝ニ有之、惣導師一献、中綱中ニ

居之、兩座等東ノ夜叉ノ東南面ノ板敷ニテ

酒・ヤキ餅等、一献毎年有之、雖然、去年十一月ノ

得成之時、南面ノ板敷〇取之間、北面ノ於板上ニ

兩座行之、惣導師ハ、於鎮守在之、牛玉廿五枚

出之、可依人数也、白紙牛玉紙ハ棚守出之、悉皆

以修理大工支証、去嘉吉二年八月十七日ニ宗正七条油

請文ヲ、三宝院殿へ進上有之、此支証ヲ次郎四郎

先年南大門乾角ノ柱取替之時、宗正ニ〇所望此大郎四郎

テ、其時モ及沙汰、雖然、三宝院殿ノ御扶持卜理運卜、

旁々国政惣大工、于今無其煩之、一度以支証兩人訴訟ヲ

申事、甚不可然事歟、仍十四日事始、国政惣大工、宗理

修理大工、自御門跡御治定分ニ、此一人沙汰之、訴人次郎四郎不沙汰之、

十四々、事始、惣大工国政、修理大工宗正出仕至也、

同々、三宝院殿へ〇参賀申之、御対面有之、珍重〇、

備中法橋ノ奏者、同々宿へ一古鏡一持参之、

十五々、神供二前給之、粥柱鏡十枚、小豆三升、

棚守出之、鐘突二人、粥柱等、下行之、

同夜、永尊上人、就用水之事、惣寺へ詫事候者、可然存候由、

去年十二月廿九日初、被申候て、当月五日・十日、今日まで四ヶ度

(欠落アリ)

(4ウ)

(四月) 近年随心院殿奥坊ニ御座候也福荷延引、今日卯日、

同々、年預宝生院へ就和極事、先礼罷出也、

同、别当拜堂料五貫九百廿二文、被送之、使乘敬法師、

送文已上書ハ此使書之也、導師増長院、咒願師

中納言律師、官符印役之兩役駿河、吉書出之同官符

十五々、供夏開白、布施卅六文取之、又棚守出分一貫五百

八十一文之由、四百文夏衆出之、五百八十一文木具分、二百文講堂

月宛ノ足立用之間、棚守ヨリ出之、

四季支具分、百五十文執行、百文中綱中、百五十文職掌一臆、

取之、或ハ豊後寺主四ヶ年之間、依公事他国、当年八幡宮御幣帙布代也、

中之也云々、仍供僧中婦寺仕也、其子細者、衆中可婦寺之由、依八嶋宮御幣布

同日、開白之内百五十文、自職事方取次之先例也、

職事ハ与左右次郎也、布施卅六人取之、同取之、

十七々、建仁寺大頭庵将藏主方へ百疋持参之中亨、

引物ニ杉原一束、蠟燭廿、被送之、

廿々、年預へ可出之由尋處、御公事辺候者、寺家地口ノ事ニ

取乱候間、無等閑候、重而返事候間、不出也、

(五月) (欠落アリ)

子ヲウムニ、男ハ卅疋、女ハ十疋可出之處ニ、依計会、彼人数共

不可出之事云々、兩座付申尋候由、别当方被申候間、返答云、

男女ノ多少、其分無子細候、

四日、野祭頭事申付處、返答云馬五郎、左衛門三郎、駿河

計会仕候間、兩座之詫事申候、子細者、此頭者、自初公事ニテ

者候ハ寸候、心差ニテ候ヲ、当時公事ニ成テ候トテ致沙汰者、

又不沙汰人数書立申之、兩座へ此分申付ニ、兩座云、

色々惠通申、兩方同籙申状也、然間、為此方兩方ヲ中

分シテ不依男女、各向後者、十疋宛可沙汰之由申付間、地下ハ

(6ウ)

(5ウ)

(3ウ)

(3ウ)

内々以目代申間、領狀也、

五日、兩座之彼相論同籙也、仍為此方、以中分ノ儀、今ヨリ男女ノ

無差別、各十疋宛可出者、頭人モ無為、彼御供モ可為無

為之由、堅兩座ニ雖致口入候、兩座更不致領狀者也、同

日申剋末計ニ、馬五郎カ家へ御輿振之候由、注進之至、

言語道斷曲事也、事未定處、如此子細、以外事也、其日ハ

御供不備之也、

同日、節供、三百文守出之、

六日、兩座、別当方へ連參シテ云、先年モ此頭不致沙汰、隨心法師

次日六日、先別当之時モ、家ヲ被出候間、任例可有御成敗候、

堅訴訟申間、今日早朝ニ、別当ト柴増ト、年預方へ出、

此間子細悉申、供僧中へ可有披露之由申候間、返答云、

任例、家ヲ可有追出^{云々}、使者、雜掌ノ上総寺主也、

仍兩座へモ地下人方へモ申付也、曲事<sup>馬五郎・弥次郎
左衛門三郎・三人追立</sup>

同六日、夕方、以定金法師、別当云、此三人分、皆地下人等可^出罷家ヲ同心申候之

由、承及候間、兩座へ有此儀者、可押^家〇之由、堅申付テ候、其分

可有御心得^{云々}、心得^〇ト返答、

七^〇、天野方遣状遠江國人、

八^〇、以備後云、彼寺内三人之外、皆罷出之由聞候、重而可相觸之

由被尋之間、返答云、先度兩座へ堅御下知之上者、定而子細

悉可致注進候哉、如何、夜入後也<sup>八日、仁和寺殿夢、弁才天
此坊御入ト見也云々</sup>

九^〇、早朝、同以使云、夜前之儀、尤ト存候間、無其儀候ト云、

十^〇、供僧方へ詫事、返答云、来月六月成候て、各評定可有之^{云々}、

十一^〇、別当云、寺内在地者共、先度三人之外、皆罷出候由承及候

間、猿方ニ迷惑之由、度々雖致詫事候、無承引、既罷出候間、

何ト可致沙汰候哉ト、被申候間、返答云、先度申候様ニ、今事者

(五月)

(欠落アリ)

(7)

(6)

十四^〇、各新地ニ小屋ヲ差、皆移從聞及、

十五^〇、正覺院、越前之小者庸若、妙英上人ノ前ニテ、去四月廿一日料足七百文

盜取之、露見之間、此者立入不可叶之由、坊中寺内可觸之由、仍

兩^{乘延}人乘延^觀心得申候ト返答之、此時乘延南田未進事、若衆

方御下知之由、委物語之、

十六^〇、南田未進事、若衆奉行正覺院・民部卿阿方へ延引、迷惑分

催促^{マツ}至、返答云、納所ニ堅申付候、近日ニ蘭ヲカリ可進候由

申付候、所在分之外ハ、重而可致催促^{云々}、

同^〇、右衛門助、夏地子内左衛門三郎分、北屏作^{云々}、三百六十七文、

十九^〇、夜、以備後云、寺内木戸ノ前ニ、堀可堀之由聞及候、又同堂ノ松ヲ切、

橋ニ渡ヘシト聞候、兩条地下ノ煩共候、如何ト被申候間、返答、尤ト存候、

〇兩座へ此段可有御尋欵、兩座及返事、可被付仰候欵、答之、

廿^〇、夜、以備後云、兩座へ相尋候へハ、堀事ハ地下ノ為用心候、松木ヲ切事ハ

御尋曲事候、地下ノ相計候様ニ申候^{云々}、此兩条、堅可申付候、但如何^{云々}、

返答云、堀事ハ今用心何事哉、地下迷惑時分、不便事候、松事ハ

更ニ兩座力相計事、不可然存候、寺務ノ御下知之下ニテ別執方ノ

下知候哉、但彼等ニ地下ノ迷惑ト被仰者、付他事、又免角可申候欵、

免モ角モ御了簡ト返事ヲ申遣、同廿一^〇、寺内木戸口堀之、

兩条ノ是非、被尋計ニテ、免角ノ無下知之、内々備後モ

不及承引者、返テ無用ノ様ニ物語也、

卅日、寺内關所事、去年ノ地子廿文未進ニテ候、此分少分ニ

候へ共、可有之由、定金申候、乗敬ニテ別当方被申候之間、

不可為例之由、申含可給之由返答、寺内ノ差図、片

時借給候者、〇悦喜之由、別方被申候間、遣之、又

二百文分ノ定候へ共、三百文売定候也、買主多候間^〇

卅日分柴入候、

(8)

八月

朔日、神供給之、

二、寺内ノ地子事ハ、□例事ハ、諸庄園ハ後園・家・

家具等、皆諸奉行知行之至、其内□テ地子分出之、

此寺辺ハ、其地ノ主方へ相当ノ地子ヲ渡之、其外ハ

悉惣物ニ成候也、返答、然者、今度寺内ノ屋ハ後

已下八丈ニテ候ニ、作毛一モナク候間、半地子^{六月}分八十^分□^分出之由、定金申^{云々}、後園ニ無作毛上者、八^分□^分出之

分定之、此外去年未進分廿文、定金渡之、次七月分

十三文ハ、買主ニ可出之由、可有下知候由、別方へ送申候、一兩月ノ

事ハ、買方ニ地子可出事ハ、有其理欵、同下知之

可有之送申候、仍三百文之内、去年未進廿文、当年半季分

八十文、已上百文、定金渡之、残二百文両方へ取之、

逐電者ハ、山吹ノ彦九郎、後家^{御前}、買主ハ初御前、

同日、寺内北スシノ犬御前ニ、乗琳法師料足ヲ少^分□^分

無沙汰仕候トテ、私ニ封付候事、曲事候間、如何ト別当

方ヨリ談合之間、先犬御前ニ事子細御尋可有之

ト、返答了、

四日、彼乗琳申分、犬ニ尋候へハ、両方ムサ^ト申候上、又

乗琳申ハ、檢符ノ訴訟ハ、先不可申入之由、重而

自別当方、以乗敬被送申間、返答云、其分

心得申候^{云々}、

六、宗明喝食仏事、行之、端坊衆四人、來臨、

同、東坊^{正伝}事、永尊上人ニ讚岐法師定増尋云、彼坊へ

可有御帰住欵之由尋處、不可有帰住之由返答、仍私ニ内々

尋申候、其分候者、執行方へ申入候て、借住可仕之由物語之

處、可然之由^{云々}、其夜、永尊上人、此坊へ來臨^{云々}、東

坊事、讚州被尋候間、不可罷返之分申候也、然者免

(9才)

(9才)

(10才)

毛角モ御意被申候也、仍旁々此方治定也、

(欠落アリ)

(八月)

十一日、讚岐定増、東坊へ住給、永尊上人方へ一貫文、讚方

ヨリ礼分渡之、此坊へ同一貫文礼分出之、

廿五日分柴入候、廿六、廿七、廿八、廿九、^{八廿三入候、四日分未進、}

十二日、シワノ兵衛助殿御兄弟竹^取□殿ヲ、御内ノ二宮ノ信州

取申、山從ノ^預預之、仍奉返之、其夜、父子三人御礼、

公方へ被参之由人申之、

十五日、放生会有之、五百文守出之^{同、八百文、祥藏主方へ南小路地子遣之}

十八、山名之伊与殿、自播州上洛、其勢八十計、

廿一、シワノ兵衛助殿、本ノ御屋形へ□中テ、京中

物走也、無其儀之、

廿七、彦次郎ニ屋敷相尋處、人数方へ可尋之、返答之、

九月

朔日、神供給之、

三、詫事分致催促也^{三日比、御室様ヲ御内者退出申由承及、曲事也}

五、夜、兵衛助殿^{義俊}・勢州・随西堂・民部卿法眼、

四人逐電ノ間、翌日六日、此奉公方關所成之、

同日ヨリ質物共、自土蔵取之、聞及之、治定、

八、御所前四反田ノ西堀之、聞及之、

九、神供給之、三百文守出之、反別廿五文取之、

同夜、水田方神供餅三前^{各數}、又瓶子一^{伊勢}、

又折敷二枚^{各數}、十日、彦四郎、彼御所前事、返無之也、

十一、小袖二、質物取之^{三分}、同日、御所前北^{八条堀之}、

十三、アヲ布子五百文、質五分之一ニテ取之、

十四、シヤク^後後、諸大名出仕、同渋谷治部大輔出仕、○具足之衆一

(10才)

(11才)

(11才)

(12才)

千人計有之、

十八日、夜叉神方取納之間、棚守方未進之状、沙汰人中方へ

五百〇文去年ヨリ三月三日まで未進、
五百文当補任料此方分

二百文 五月五日残、

下一貫二百十文之内、八十八文引之、

残一貫百九文

二百五十文七月七日残未進、四百文八月十五日残未進、

三百文九月九日皆未進、

都合二貫五十八文、此分棚守方下行物、

(欠落アリ)

不可有仰候、其故ハ、未進両方分、可成損候間、御心得候て、
可有仰申送之、心得卜返事、

十月

朔日、神供給之、

六々、善阿ミ云物、寺中住人也、仍依曲事有、別執ヨリ、昨日

五日中午、定金法師・職与左右次郎・目代浄照・勾当□□

讚岐被申付、家検封ス、然善阿ミハ、公文所下部也、

石見寺主公々孫也、則石見以テ、度々別当・執行へ

詫事申間、両方之儀、可開之由被申付處、定金法師・

与左右次郎、兎角難渋申候間、別執ヨリ、以両吏

度々申、兎角於申者、可有覚語覚之由候間、別当・

執行へ此兩人驚テ来、何と成共、兎モ角モト申間、

別執定使二人遣テ開也、向後若加様ノ事申

出者、可有御罪科定也、

十二々、三所参仕、同稻常在在所へ行、修理亮対面シテ、

細川殿様御陰居事尋處、只今モ其事候、御暇ハ

于今不出之、旁々迷惑云々、

十四々、篠村衆上洛、

十五々、惣寺へ為詫事、奉行へ罷出也、無等閑候、可致披露云々、

(欠落アリ)

申候へ共、更々不承引候也ト被申候間、又別当ト

同道モテ、重而饗前無為候様ニ御披露候へト

申處ニ、時尅モ無候上、兎角候儀候トモ、不可有

披露之由、衆儀儀候、又ハ今ノ時分、御出方モ更々

不定ニ候、年預返事也、無力子細候、此分候者、我々

坊ニ候、祝着ハ是ニツルツル之事候、其子細者、中綱

執行ヲ祝候へハ、又此方モ公人ヲ祝候也、然者、

公人不致沙汰上者、此方分延引可仕之由、

為別当、公人方へ可有御下知之由申候、年預へモ

御心得アルヘシト申也、

御所前年貢四石七斗七合、寄進方へ立用、残三斗九升取之、

同加地子二貫百廿四文、一銭も不出之間、阿弥陀三昧方

分二貫文、自此方不出也、同北ノ名主モ八百八十八文分

同不出之、早兩年不出之也、

(翻刻者 下坂守・河内将芳・林屋祐子・藤井弘章)

(13才)

(12才)

(13才)

(14才)

(14才)